

# 浄化槽管理者の3つの義務

浄化槽は微生物の働きによって汚れを処理する設備で、日頃の維持管理が重要です。そのため、浄化槽を使用する皆様には、浄化槽法により3つの維持管理が義務付けられています。



## 浄化槽管理者の3つの義務とは？

### 保守点検

浄化槽の機能を維持するため、浄化槽の点検や調整、修理、消毒剤の補充などを定期的に行います。回数は浄化槽の構造、大きさによって異なります。県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

### 清掃

浄化槽内の汚泥を引き抜き、機器類を洗浄します。市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。



### 法定検査

保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認する検査です。法定検査は、長崎県知事が指定した一般財団法人長崎県浄化槽協会が行っています。



これらの維持管理ができていないと...

- ✓ 川や海の水質悪化
- ✓ 悪臭・害虫発生
- ✓ 浄化槽が早期に壊れてしまう



子どもたちにきれいな環境を引き継ぐため  
浄化槽の適正な維持管理をお願いします！

お問い合わせ先

長崎県 県南保健所 衛生環境課  
TEL 0957-62-3288

法定検査のお申し込み先

一般財団法人 長崎県浄化槽協会  
TEL 0957-47-7757

# 法定検査Q&A

**Q** 保守点検をしているのに法定検査を受ける必要があるの？

**A** 両方受ける必要があります。

保守点検は浄化槽が正常に機能するために行う点検や調整です。一方、法定検査は浄化槽が正常に機能しているか、保守点検や清掃が適正に行われているか診断する検査です。目的や内容、実施機関がちがいます。

車で例えると、保守点検はオイル交換や6か月点検で、法定検査は自動車検査（車検）のことです。

**Q** 保守点検業者が、法定検査は受検しなくてもいいと言っていた。

**A** それは間違いです。法定検査は受検しなければなりません。

浄化槽法第7条および第11条で法定検査の受検が義務付けられています。

また、保守点検業者は、管理者に法定検査を受検するよう努めさせなければなりません。

長崎県浄化槽保守点検業登録業者一覧はこちらから



**Q** 今まで法定検査を受検しなくても浄化槽に問題はなかったし、検査は不要では？

**A** 浄化槽に問題がないかどうかはわかりません。

業者に保守点検や清掃を委託していても、法定検査の結果が不適正となることがあります。本当に浄化槽が正常に機能しているか、長崎県浄化槽協会が検査する必要があります。

法定検査で不適正となる要因は、「清掃が1年以上行われていないこと」が最も多いです。その他、消毒の未実施や水質の悪化、漏水等があげられます。法定検査で不適正と判定されたら、早急に改善しましょう。



保守点検や清掃に関する命令に違反した者は、六月以下の懲役または百万円以下の罰金に処する。（浄化槽法第62条）

法定検査に関する命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。（浄化槽法第66条の2）

**Q** 使っていない浄化槽も法定検査を受けなきゃいけないの？

**A** 休止届を提出すると維持管理が免除されます。

1年以上使用しない場合は、休止届を提出すると、保守点検・清掃・法定検査が免除されます。休止の際には、清掃を行い、浄化槽の中をきれいにしておいてください。

**Q** 7条検査と11条検査ってなに？

**A** 検査の時期と内容が違います。

7条検査は、使用開始後3か月を過ぎた日から5か月間の間に受ける初回の検査で、浄化槽の設置工事が届出どおり適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかを検査します。

11条検査は、毎年1回定期的に行われる検査で、保守点検や清掃が適正に行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを検査します。

**Q** 長崎県浄化槽協会ってなに？

**A** 長崎県が指定した検査機関です。

指定検査機関以外の団体等では法定検査を行うことはできません。検査を行うのは、浄化槽に関する専門的な知識・技能・経験を持ち有資格者である「浄化槽検査員」です。

**Q** 検査手数料がかかることが納得できない！検査手数料が高すぎる！

**A** 浄化槽は個人の所有物であり、使用者の負担になります。

下水道料金と同様に、検査手数料は使用者（所有者）の負担になります。

検査手数料は、人件費、水質の分析費用、車両整備費等の検査に必要な経費が含まれます。長崎県知事より承認されたもので、全国と比較しても同程度です。